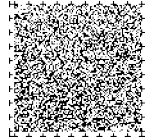


# 第1章 計画の概要



## 1. 計画の位置付け

(1) 障害者権利条約との関係と『きらり ふじさわ』中間見直し」の特長<sup>(4)</sup>

『きらり ふじさわ』中間見直し」は、当初計画に引き続き、権利条約の理念・趣旨を踏まえ、同条約に記載されている「コミュニケーション」や「障がいに基づく差別」「合理的配慮」等の概念に基づき、計画の策定を行っています。

『きらり ふじさわ』中間見直し」において実施される具体的な事業についても、権利条約の理念・趣旨に則したものとなるよう最大限の配慮を行っており、この点が『きらり ふじさわ』中間見直し」の大きな特長になります。

### ○ 権利条約の目的

「すべての障がいのある人による、あらゆる人権および基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること、ならびに障がいのある人固有の尊厳の尊重を促進すること」

### ○ 権利条約に出てくるキーワード

#### ・「コミュニケーション」

意思伝達・通信のこと。文字言語や音声装置、平易な言葉、情報通信技術、文字表記、点字、拡大文字等が用いられる。

#### ・「言語」

音声言語および手話その他の形態の非音声言語等。

#### ・「障がいに基づく差別」

合理的配慮を行わないことを含む、障がいに基づく、あらゆる区別、排除、制限。

#### ・「合理的配慮」

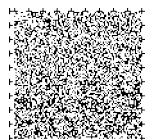
障がいのある人が生活している状況や環境を踏まえ、その人にとって、特定の場合に必要な変更や調整を、過度な負担のない範囲で行うことにより、障がいがあっても、人としての権利や義務を行使できるようにすること。

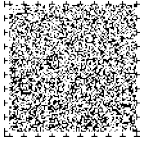
(具体的な例)

- ・ スロープの設置による段差の解消
- ・ 分かりやすいイラスト等を入れた資料や説明書の作成
- ・ 介助者が同席できる環境や条件の整備
- ・ 「ユニバーサルデザイン」

調整または特別な設計を必要とせずに、最大限可能な範囲で、すべての人が使用することのできる製品、環境、計画およびサービスの設計のこと。

(4) 本節では権利条約について、内容を分かりやすく紹介するために、各種資料等を参考にした上で整理した内容を掲載しています。





## (2) 『きらり ふじさわ』中間見直し」の構成と法的な位置付け

『きらり ふじさわ』中間見直し」は、法律により市町村による策定が求められている「障害者計画」に該当する「ふじさわ障がい者計画（中間見直し）」と「障害福祉計画」に該当する「第5期ふじさわ障がい福祉計画」、「障害児福祉計画」に該当する「第1期ふじさわ障がい児福祉計画」という3つの計画により構成されています。

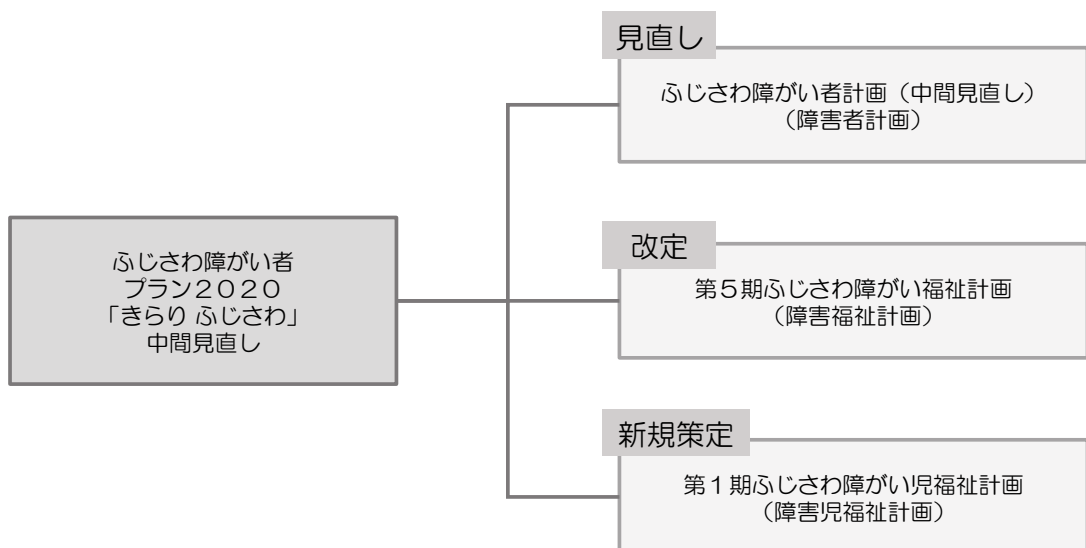
まず、「ふじさわ障がい者計画（中間見直し）」は、障がいのある人を取り巻く幅広い分野にわたる施策について総合的に推進していくことを目的に、障害者基本法の第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、国の「障害者基本計画」や神奈川県「かながわ障害者計画」を踏まえた上で策定しています。

また、「第5期ふじさわ障がい福祉計画」は、改正総合支援法の第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい、必要な障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を、地域の実情に応じて具体的かつ計画的に提供することを目的に、数値目標やサービス見込み量等を定めた福祉サービスの実施計画の性格を有しています。

さらに、「第1期ふじさわ障がい児福祉計画」は、2018年（平成30年）4月施行予定の改正児童福祉法の第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児通所支援および障がい児相談支援の提供体制の確保と円滑な実施を目的に、数値目標やサービス見込み量等を定めるものです。

『きらり ふじさわ』中間見直し」は、これら3つの性格をあわせもつ計画として、一体的に策定するものです。

図表 1-1 『きらり ふじさわ』中間見直し」と障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画との関係

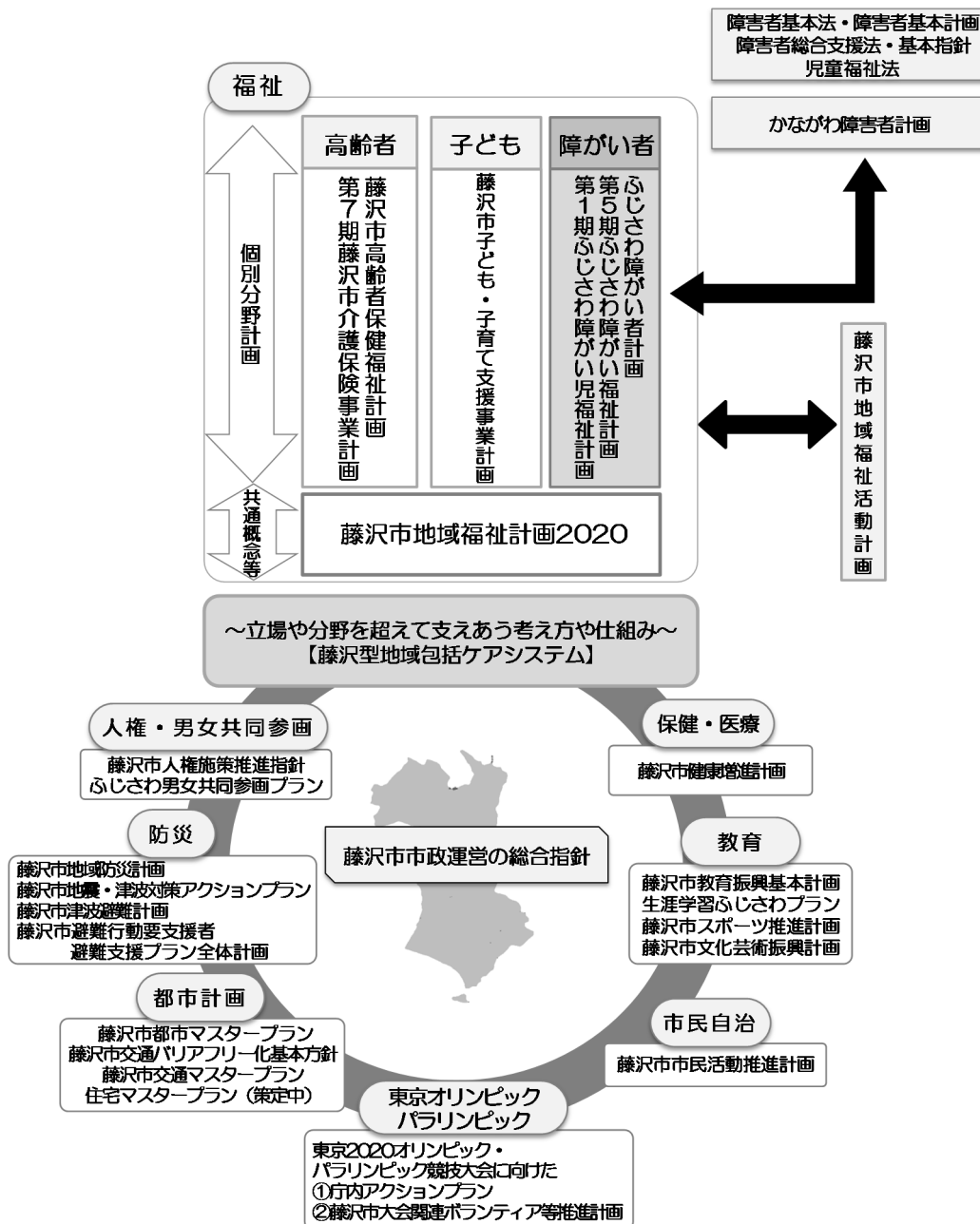


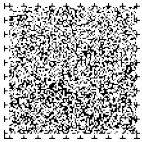
### (3) 藤沢市地域福祉計画および庁内諸計画との関係

改正社会福祉法により、地域福祉計画が、各福祉分野における共通概念等として位置付けられ、地域における高齢者の福祉、障がいのある人の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項を一体的に定めることとなりました。

『きらり ふじさわ』中間見直し』では、藤沢市地域福祉計画との整合性を図るとともに、分野横断的に取り組んでいる藤沢型地域包括ケアシステムの全体的な考え方・方向性を踏まえています。あわせて、福祉分野における個別分野計画として、「障がいの有無にかかわらず、社会を構成する一員として共に生活し、活動する」というノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づいて、庁内諸計画との整合性を図っています。

図表 1-2 『きらり ふじさわ』中間見直し』と庁内諸計画との関係





## 2. 計画実施期間

『きらり ふじさわ』中間見直し」のうち、「障害者計画」については、2015年度（平成27年度）から2020年度（平成32年度）までの6年間を計画期間としています。2017年度（平成29年度）は計画期間の中間年度にあたることから、中間見直しを行います。

また、2017年度（平成29年度）までを計画期間としていた「障害福祉計画」および新たに策定する「障害児福祉計画」は法律の規定に基づき、いずれも3年を1期として策定することになっているため、計画期間は2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3年間としています。

これらのうち「障害児福祉計画」を除く2計画については、当初計画の分析・評価を行い、『きらり ふじさわ』中間見直し」で対応すべき課題を整理した上で、サービス基盤整備の推進等を念頭におき、施策の方向性や数値目標、サービス見込み量を設定しています。なお、国の動向等を踏まえ、必要に応じて『きらり ふじさわ』中間見直し」の見直しを行う予定です<sup>(5)</sup>。

図表 1-3 計画期間のスケジュール

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
●障がい分野	ふじさわ障がい者計画					
			中間見直し			
	第4期ふじさわ障がい福祉計画			第5期ふじさわ障がい福祉計画		
			新規策定	第1期ふじさわ障がい児福祉計画		
●高齢者分野	藤沢市高齢者保健福祉計画 第6期藤沢市介護保険事業計画			藤沢市高齢者保健福祉計画 第7期藤沢市介護保険事業計画		
●子ども分野	藤沢市子ども・子育て支援事業計画					
●福祉全般	藤沢市地域福祉計画					
			中間見直し			
●全般	藤沢市市政運営の 総合指針2016 (平成26～28年度)			藤沢市市政運営の 総合指針2020 (平成29～32年度)		

(5)『きらり ふじさわ』中間見直し」においても、当初計画と同様に基本目標を達成するための施策と各事業等について、目標達成の目安（モニタリング指標等）に基づく進行管理（定期的な点検・評価）を行い、「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」で対応策を検討し、よりよい障がい者施策へとつなげていきます。

